

賃金規程

(株)ピーエルジェイインターナショナル

第1章 総則

(目的)

第1条 就業規則第4章に規定する従業員の給与は、本規程に定めるところにより支給する。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条の従業員に適用する。

(給与の構成)

第3条 従業員の給与は、基本給と諸手当とし、その構成は次のとおりとする。

賃金	(1) 基本給	
	(2) 諸手当	①職務手当 ②通勤手当
	(2) 割増賃金	①時間外手当 ②休日手当 ③深夜手当

(給与の支払いおよび控除)

第4条 給与は、従業員本人に対して直接支払う。ただし、次の各号に掲げるものは給与から控除する。

- ① 雇用保険料および社会保険料
- ② 源泉徴収税および市町村民税
- ③ 給与から控除することについて、労使間で協定されたもの
- ④ その他法令で定めたもの

(給与の算定期間および支給日)

第5条 給与は、毎月末日に締め切り、翌月25日に支払う。但し、支払日が会社休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

第2章 賃金

(基本給)

第6条 基本給は、本人の経験、年齢、能力等を総合的に考慮して各人別に決定する。

(職務手当)

第7条 職務手当は、特定の職務に対して必要とされる技術や技能、資格、責任度等に対して支給する。

管理責任者（就労支援B型）	90,000円
企画責任者	90,000円
営業責任者	90,000円

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、所要時間および金額等を総合的に勘案し、最も合理的な通常の経路であると会社が認めた区間について、原則として1か月分の通勤定期券の実費を支給する。

2. 月の途中で入社・退社した者、および欠勤者・休職者に対しては通勤手当を日割計算の上、実際に出社した日についてのみ支給する。

3 通勤手当は、1か月当たり15,000円を支給限度とする。

(時間外手当)

第9条 時間外手当は、法定労働時間を超えて勤務することを命じられ、その勤務に服した従業員に支給する。

2. 時間外手当の計算は、次の通りとする。

(1) 支給対象時間

時間外勤務手当 : 1日8時間及び週40時間を超えた時間数

(2) 計算式

①時間外勤務手当

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1ヵ月平均所定労働時間 (160)}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間}$$

※諸手当については、法令で除外できる手当は含まないものとする。

(休日手当)

第10条 休日手当は、法定休日に勤務することを命じられ、その勤務に服した従業員に支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日手当は支給しない。

2. 休日手当の計算式は、次の通りとする。

$$\text{基本給} + \text{諸手当}$$

$$\frac{\text{—————}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間 (160)}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間}$$

※諸手当については、法令で除外できる手当は含まないものとする。

(深夜手当)

第11条 深夜手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した社員に支給する。

2. 深夜手当の計算は、次の通り行う。

(1) 支給対象時間

深夜勤務手当 : 午後10時より午前5時まで

(2) 深夜手当の計算式は、次の通りとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{—————}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間}$$

1 ヶ月平均所定労働時間 (160)

※諸手当については、法令で除外できる手当は含まないものとする。

3. 時間外手当または休日勤務が深夜に及んだ場合は、時間外または休日手当の額に、前項の深夜勤務手当の額を加算する。

第3章 昇給等

(昇給)

第12条 昇給は、各人の能力、技量、勤怠、成績、意欲、制裁の有無などによって総合的に勘案し、随時行う。ただし、会社の業績等諸般の事情により行わない場合がある。

(降給)

第13条 降給は、現状では事業の継続が困難になったとき等で、経費削減などによっても対応できないとき、本人の同意のもとで降給を行うことがある。

第4章 雑則

(中途入社した従業員の取扱い)

第14条 賃金の計算期間中において、途中入社した者に対しては、その1ヵ月分の支給総額を日割し、勤務日数分のみ支給する。

(欠勤、無断欠勤の取扱い)

第15条 賃金の計算期間中において、欠勤または無断欠勤した者に対しては、その1ヵ月分の支給総額より、欠勤または無断欠勤した日数分に対するその1ヵ月分の支給総額の日割相当額を減額して支給する。

(臨時休業の賃金)

第16条 会社の都合により休職している者に対しては、休業1日につき、平均賃金の100分の60を支給する。

(懲戒時の給与の取扱い)

第17条 懲戒時の給与の取扱いは、就業規則に定めるところによるものとする。

(規程の改廃)

第18条 会社は、必要に応じて賃金規程の改廃を行うことがある。

2. 規程の改廃は、従業員の過半数を代表する者の意見を聞いて行うものとする。

付 則

この規程は、令和 1年 7月24日から施行する。